

議案第48号

鳥取県西部広域行政管理組合の共同処理事務及び規約を変更する協議について

鳥取県西部広域行政管理組合の共同処理する事務のうち、広域福祉センターの設置及び管理運営に関する事務を廃止し、及び次のとおり鳥取県西部広域行政管理組合規約の一部を変更する協議をすることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第290条の規定により、議会の議決を求める。

令和3年6月11日提出

日野町長 塔田 淳一

鳥取県西部広域行政管理組合規約の一部を改正する規約

鳥取県西部広域行政管理組合規約（昭和47年6月1日許可）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
別表(第3条関係) 1~2 [省略] [削除] <u>3~10</u> [省略]	別表(第3条関係) 1~2 [省略] <u>3 広域福祉センターの設置及び管理運営に関すること。</u> 4~11 [省略]
備考 表中の [] の記載は、注記である。	

附 則

(施行期日)

- 1 この規約は、令和4年4月1日から施行する。

概要

(概要)

うなばら荘運営の令和3年度末での終了に伴い「広域福祉センターの設置及び管理運営に関する共同処理事務」の文言を組合同規約から削除するもの。